

下関市公共交通確保維持改善事業（運転士就労支援金）

本市公共交通の維持確保を図るため、市内の交通事業者に新たに運転手として就職した者に就労支援金を交付します。

補助対象者

市内に本社を有する路線バス事業者、又は市内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者に運転手として新たに就職した個人。

補助の内容

運転手 1人当たり 30万円／年（最大2年間 合計60万円）

要件

- ア 令和6年4月1日以後に、新たに市内の交通事業者に運転士（パート又はアルバイトとして雇用されている運転士を除く。）として就職したこと。
- イ 新たに市内の交通事業者に運転士として就職した日（以下、「起算日」という。）から一定期間が経過したこと。
 - 1年目：起算日から1年を経過したこと。
 - 2年目：起算日から2年を経過したこと。
- ウ 起算日から遡って、1年以内に市内に本社を有する路線バス事業者、又は市内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者に運転士として従事していないこと。

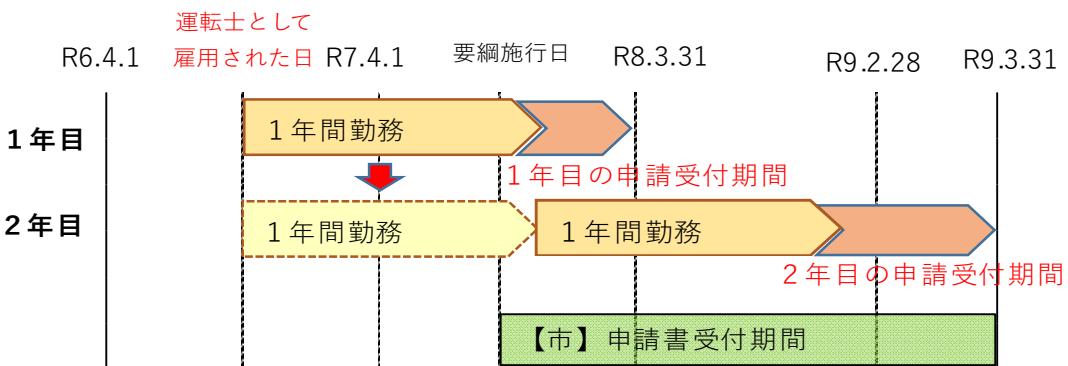
交付申請受付期間

令和7年11月5日～令和9年3月31日

ただし、各年の申請は、起算日から1年又は2年を経過した日の属する会計年度の末日までに行うこと。

（※予算の上限に達した場合は年度途中でも受付が終了する場合があります。）

【就労支援金】



申請書類

- ・下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付申請書
- ・在籍証明書（事業者の押印があるもの）
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・その他市長が認める書類（雇用契約書等（雇用形態の分かる書類）の写し）